

U c a r P A C 個人売買サービス利用規約

U c a r P A C 個人売買サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、U c a r P A C 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するU c a r P A C の個人売買サービス（以下「本サービス」といいます。）に関し遵守すべき事項およびU c a r P A C 会員（以下「会員」といいます。）と当社との関係を定めるものです。

本サービスを利用する場合には、本規約の全文を読んだうえで、本規約に同意していただく必要があります。

第1章 総 則

第1条（目的）

本規約は、本サービスに関し遵守すべき事項および会員と当社との関係を定めることを目的とし、会員と当社との間の本サービスの提供・利用に係る一切の関係において適用されるものです。

第2条（本規約への同意）

- 本サービスを利用するには、本規約に同意の上、会員となる必要があります。本規約へ同意できない場合は、当社が提供する各種サービスを利用することはできません。
- 本規約は、全ての会員に適用され、会員登録時および登録後、お守りいただくことが必要となります。

第3条（定義）

本規約において、以下の用語は以下の意味を有するものとします。

（1）本サービスとは、当社が提供する「U c a r 査定」および「U c a r P A C」という名称のサービス（理由のいかんを問わず、サービスの名称または内容が変更された場合には、当該変更後のサービスを含みます。）をいいます。

（2）本ウェブサイトとは、本サービスのために当社が会員の利用に供するウェブサイト（理由のいかんを問わず、ウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合には、当該変更後のウェブサイトを含みます。）をいいます。

（3）会員とは、本規約に同意し、本サービスを利用するための会員登録を行った者をいいます。

（4）出品とは、本サービスを利用して自動車について売買の申込みの誘引を行うことをいいます。

（5）出品者とは、本サービスを利用して自動車の出品を行う会員をいいます。

（6）出品自動車とは、出品者が出品する、または出品しようとする自動車をいいます。

（7）購入希望者とは、出品自動車について、購入を希望する会員をいいます。

（8）販売者とは、本サービスを利用して売主として自動車の売買契約を締結した会員をいいます。

（9）購入者とは、本サービスを利用して買主として自動車の売買契約を締結した会員をいいます。

（10）本取引とは、販売者と購入者との間で締結された自動車の売買契約をいいます。

（11）会員間取引とは、本取引のうち購入者が会員である場合の取引をいいます。

（12）対象自動車とは、本取引の対象とされた自動車をいいます。

（13）必要書類とは対象自動車の名義変更に必要な書類のことをいいます。

（14）U c a r P A C 査定車両情報とは、当社の査定アプリ「U I S（UcarPAC Inspection System）」および査定時に利用する車両確認シートより取得する車両査定情報を総称していいます。

（15）取次店とは、出品自動車の査定を行う店舗または出張査定員として当社が指定した者をいいます。

（16）陸送業者とは、対象自動車の陸送を行う業者として当社が指定した業者を総称していいます。

(17) 指定行政書士とは、登録手続きを行う行政書士として当社が指定した行政書士を総称していいいます。

(18) 保証とは、当社が委託する業者による対象自動車の保証を総称していいいます。

(19) 指定業者とは当社が売買にかかる業務を委託する陸送業者や指定行政書士、保証会社等を総称していいいます。

第4条（会員間および会員当社間の基本的な法律関係）

1. 本取引は販売者と購入者との間で直接成立するものです。当社は、会員に対し、会員間で自動車の売買を行うためのシステムおよびその機会を提供するのみであり、本取引の当事者とはなりません。

2. 本サービスにおいて、出品自動車の査定、対象自動車の陸送、名義変更、車庫証明の取得および保証については、当社の指定業者を用いて行うものとします。

第2章 会員登録

第5条（会員登録等）

1. 本サービスの利用を希望する者は、本サービスの利用に先立って、当社所定の情報（以下「登録情報」といいいます。）を当社所定の方法により当社に提供することにより、会員登録を行うものとします。

2. 当社は、以下のいずれかに該当する者が会員登録の申込みを行った場合、会員登録を拒否することがあります。また、当社は、会員登録後、会員が以下のいずれかに該当する者であることが判明した場合には、当該会員の会員登録を抹消することができます。なお、当社は当該措置の理由について一切開示義務を負わないものとし、また、会員登録の拒否および会員登録の抹消により当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いま

せん。

(1) 業として自動車の販売・購入を行う者

(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人その他独立して法律行為（契約）を行うことができない者

(3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者またはこれらの者と密接な関わりを有する者をいいます。以下同様とします。）

(4) 登録情報の全部または一部につき、虚偽記載、誤記または記載漏れがある者

(5) 過去に本規約その他当社との契約に違反したことがある者またはその関係者であると当社が判断した者

(6) 第30条に規定する禁止行為をしたことがある、またはしようとする当社が判断した者

(7) その他、会員登録を認めるのが相当でないと当社が判断した者

3. 会員が、会員本人が所有権を有さない車両を本サービスを通じて売却しようとする場合、会員は、登録情報に加えて、所有者の名称、所有者と会員の関係、本サービスを通じて当該車両を売却することについての所有者の会員に対する委任の有無などの当社所定の情報（以下「追加登録情報」といいます。）を当社所定の方法により当社に提供するものとします。会員は、追加登録情報の内容の真正につき、保証するものとします。

4. 会員は、登録情報に変更があった場合、常に最新の正しい情報に更新しなければなりません。当社は、登録情報に誤りがあったことにより当該会員に生じた損害や不利益について、一切の責任を負いません。たとえば、登録情報が運転免許証の記載事項と齟齬がある場合には、本サービスによる自動車売買ができないことがあります。

第6条（会員ID・パスワード）

1. 当社は、会員に対し、会員IDおよびパスワードを付与します。会員は、当該会員IDおよびパスワードを善良なる管理者の注意をもって適切に管理するものとし、これらを第三者に使用させ、または、譲渡、貸与、担保提供その他の処分をすることができないものとし、

2. 当社は、会員による本ウェブサイトの利用にあたり、会員IDおよびパスワードによ

り会員の本人確認を行うものとし、会員IDおよびパスワードを使用してなされた行為は、当該会員IDおよびパスワードを付与された会員による行為とみなします。

第7条（会員情報の取扱い）

当社は、当社個人情報保護方針（<http://www.ucarpac.co.jp/company/privacy.html>）の定めるところにしたがい、本サービスに関連して会員から取得した個人情報その他の会員情報を取り扱います。会員は、当該個人情報保護方針にしたがって当社が会員の個人情報を取扱うことについて同意するものとし、なお、当社は、裁量により、会員が当社に提供した情報・データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として利用、提供および公開することができるものとし、会員はこれに異議を唱えないものとし、

第8条（取扱いの委託）

当社は、本サービスの提供過程で取得した個人情報を、以下の定めにしたがい、取次店および陸送業者、行政書士法人、車両保証業者等の当社指定の事業者に対して取扱い委託します。

- 目的

本規約に基づく自動車の査定、売買にかかる手続きを円滑に行うため

- 提供する情報

会員の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証記載事項、自動車の車両登録番号等

第3章 サービス利用料

第9条（サービス利用料およびサポート費用）

サービスの利用料およびサポート費用は別途料金表による

第4章 会員間の自動車売買

第1節 査定・出品

第10条（査定）

1. 会員が本サービスにおいて自動車を出品するには、当該自動車の価値を客観的・科学的に評価するため、当社所定の査定を受ける必要があります。査定を受けることができる自動車は、本規約に基づき本サービスで出品することが認められるものに限定されます。
2. 査定の申込みは、本ウェブサイトを通じて行います。会員は、査定の申込みの際、当社所定のフォームにしたがい、必要な情報を登録する必要があります。
3. 査定は取次店店舗または、取次店による出張査定において実施されます。会員は、査定を受ける場合、当該自動車の車検証の原本ほか、当該自動車の所有者であること等を証する書面等を取次店の査定担当者に提示する必要があります。査定の立会いを当該自動車の所有者以外が行う場合は当社の指示に従うものとします。
4. U c a r P A C 査定車両情報の有効期間は 60 日間とし、会員は査定実施から 60 日以内に当該自動車を本サービスに出品するものとします。ただし、査定実施から出品が 30 日を超える場合には当社指定の方法にて車両状態の申告をする必要があります。
6. 会員は、本規約に基づき査定を受けた自動車については、当社に対し出品を取り下げ旨の所定の通知申請手続を行うことで、本サービス以外で売却することができるものとします。

7. 当社および取次店は、独自の判断に基づき、自動車に関する各種サービスの提案を行うことがあります。
8. その他査定の手続については、当社または取次店の指示によるものとします。

第11条（出品）

1. 会員は、当社所定の出品手続にしたがって、本ウェブサイトで自動車を出品することができます。ただし、当社は、会員が出品できる自動車の台数、価格、その他の条件を定めることができるものとし、会員は、当該条件にしたがって自動車の出品を行うものとします。
2. 以下の自動車の該当すると当社が判断した自動車は出品することができず、出品後に以下の自動車の該当すると当社が判断した場合は、事前通知なく当該自動車の出品を取り消すことができるものとします。なお、当社は当該措置の理由について一切開示義務を負わないものとし、また、事前通知なく当該自動車の出品を取り消すことにより当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。
 - （1）出品者が真に販売する意思のない自動車。
 - （2）出品者が所有権（所有権留保等の非典型担保が設定されていない所有権を意味します）を有しない自動車。
 - （3）盗難車、不動車、改造の程度が著しい自動車等、出品することが不相当であると当社が判断する自動車。
 - （4）業として自動車の販売・購入を行う者が出品者の自動車。
3. 出品者は、自身の責任で、出品自動車の売買について適用される法令および監督官庁の指示・指導を遵守しなければなりません。当社は、当該義務違反があったことにより当該出品者に生じた損害や不利益について、一切の責任を負いません。
4. 出品者は、出品時に、当社に対し、購入希望者の見積申込および購入申込の意思表示を受領する権限を付与するものとします。

第 1 2 条（会員間取引の選択と出品価格の指定）

1. 会員間取引への出品を希望する会員は、出品に際して、当社所定の手続にしたがって、会員間取引への出品を申請するものとします。
2. 会員間取引に出品する会員は、当社所定の手続にしたがって、出品価格を指定するものとします。
3. 出品価格は、出品期間中、所定の手続きにしたがって変更することができます。ただし、購入希望者が見積申込および購入申込を行った場合には、以後の変更はできないものとします。

第 1 3 条（出品期間）

1. 会員間取引の出品期間は、査定日から起算して最大 60 日間とします。出品期間を超えた車両に関しては自動的に出品が取り下げとなります。
2. 出品期間中に出品者が希望する場合、当社所定の確認事項の回答を行うことにより Ucar 査定サービスへの出品が可能です。利用規約等は Ucar 査定サービスに準じます。

第 1 4 条（出品の際の表示）

1. 出品者は、出品自動車の情報およびその売買条件について、真実かつ正確な説明を行う義務を負います。出品者は、取次店を通じて本ウェブサイトに掲載された出品自動車の情報の真実性・正確性について速やかに確認し、誤りがある場合には訂正しなければなりません。当社は、当該情報に誤りがあったことにより当該出品者に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。
2. 出品の際、当社は、取次店による査定結果に基づき、出品自動車に関する買取相場価格または会員間売買推奨価格のアドバイスを行うことがありますが、その正確性、真実性、適切性および有用性を保証するものではありません。当社は、当該情報提供・アドバイス

に依拠したことにより当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

3. 出品の際、当社は、取次店が撮影した出品自動車の写真および査定結果情報を本ウェブサイトに掲載します。出品者は、当該写真および査定結果情報についての著作権および著作者人格権が当社または撮影者に帰属することを確認するとともに、当社または当社が指定する者による当該写真および査定結果情報の利用について出品中、出品終了後を問わず異議を述べないものとします。

第15条（出品自動車の車両状態の変更）

出品者は、出品自動車の車両状態に重大な変更が生じた場合、速やかに当社へ通知するものとし、当社の指示にしたがうものとします。ただし、[第11条第2項](#)各号の自動車に該当すると当社が判断した場合、当社は、当該出品自動車の出品を取り消すものとします。

第16条（出品の取消し等）

1. 当社は、出品者、出品自動車その他出品に関し本規約の違反があった場合、当該出品を取り消すことができるものとします。

2. 出品者は、本取引が成立するまで、当社所定の方法により、出品の取り消し、一時的な出品停止または出品情報の変更をすることができます。

第2節 本取引

第17条（見積申込および購入申込）

1. 出品自動車の出品者以外の会員は、当社所定の方法により、当該出品自動車の見積申込および入札申込をすることができます。

2. 購入希望者は、出品者が出品自動車を納車までの間、使用できるものであることを認識したうえで、出品自動車の状態が、納車時には出品時の情報と異なる可能性があることを了解のうえ、見積申込および購入申込を行うものとします。
3. 購入希望者は、[第19条第1項](#)により本取引が成立するまでの間、購入申込を撤回することができます。
4. 購入申込は、当該購入申込後3日以内に出品者が承諾しないときは、効力を失うものとします。
5. 購入希望者は、購入申込時に、当社に対し、購入申込に対する出品者の承諾の意思表示を受領する権限を付与するものとします。

第18条（出品自動車に関する問合せ）

1. 購入希望者は、当社所定の方法により、出品者に対し、当社を通じて出品自動車の状態等を問い合わせることができるものとします。ただし、当社は、購入希望者の問合せが、出品者に対して本サービスを介さず直接取引を求めるものである場合、その他相当でない内容を含むものと当社が判断した場合には、出品者に対して当該問合せ内容を通知しないことがあります。
2. 出品者は、購入希望者から前項の問合せを受けた場合、当社所定の方法により、これに回答することとします。ただし、当社は、出品者の回答が、購入希望者に対して本サービスを介さず直接取引を求めるものである場合、その他相当でない内容を含むものと当社が判断した場合には、購入希望者に対して当該回答内容を通知しないことがあります。
3. 当社は、本取引の成立の前後を問わず、出品者（販売者）および購入希望者（購入者）に対し、本取引の相手方の氏名、住所、メールアドレス等の情報を開示する義務を負わないものとします。

第19条（本取引の成立）

1. 本取引は、出品者が当社に対して購入申込に対する承諾通知を発信し、当該通知が当

社に到達した時に成立するものとし、当社は当該通知受領後速やかに、出品者に対し、本取引が成立した旨を通知するものとします。本取引の成立後は、当社規定による場合を除き販売者および購入者が一方的に本取引をキャンセルすることはできず、また、本取引を合意解除することはできないものとします。

2. 当社は、本取引が成立した場合、購入者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとします。

第20条（売買代金等の支払い）

1. 販売者は、当社に対し、対象自動車の売買代金を代理受領する権限を付与するものとします。

2. 購入者は、前条第2項による本取引成立の通知を受けた日から3営業日以内に、当社が指定する金融機関口座に振込送金する（振込手数料は送金者の負担とします。）方法により、当社に対し、対象自動車の売買代金および[第9条](#)に定めるのサービス利用料およびサポート費用、オプション費用を支払うものとします。なお、当社は、購入者が誤った振込先金融機関口座に振り込んだことによって当該購入者に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

3. 購入者は、前項の期間内に売買代金の支払いをしない場合、本取引を解除したものとみなします。

4. 当社は、本条第2項に基づく売買代金の支払いを確認したときは、販売者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとします。

5. 当社は、本条第2項に基づく売買代金の支払いを確認したときは、購入者に対する領収証の発行に代えて、当社所定の方法により当該売買代金を受領した旨を表示することとします。

6. 当社は、対象自動車および必要書類の引渡が完了した日を含む3営業日以内に、販売者が指定する金融機関口座に振込送金（振込手数料は送金者の負担とします。）する方法により、販売者に対し、本条第2項に基づき当社が受領した対象自動車の売買代金に係る債務と[第9条](#)に定めるのサービス利用料およびサポート費用に係る債務とを対当額で相殺した残額を支払うものとします。販売者が指定する金融機関口座は、販売者(会員)が所有権を有する車両の場合には会員名義の口座、また、販売者本人が所有権を有さない車両の

場合には所有者名義の口座に限るものとします。なお、当社は、販売者が誤った振込先金融機関口座を指定したことによって当該販売者に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

7. 販売者が指定する金融機関口座が前項に定める口座以外の場合は当社所定の承諾書を必要書類と共に当社へ提出するものとします。

8. 購入希望者は、当社が別途定めるところにより、本サービスを通じた自動車の購入のためのクレジット（以下「オートクレジット」といいます。）を利用することができます。購入希望者がオートクレジットの利用を希望する場合は当社の指示に従うものとします。

9. 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく料金、各種税金その他の対象自動車に関する料金の取扱いについては、別途当社が指定する定めにしたがうものとします。

第 2 1 条（対象自動車の引渡し・名義変更等）

1. 販売者は、当社所定の必要書類については[第 1 9 条第 1 項](#)に基づく通知後 7 日以内に、対象自動車については[第 2 0 条第 4 項](#)に基づく通知後原則 8 日以内に、当社所定の手続にしたがって、当社、または指定業者に引き渡さなければなりません。当社は、販売者から対象自動車および当社所定の必要書類を受領したときは、販売者に対し、受領した旨を通知するものとします。

2. 対象自動車の引き渡しに関しては出品時に引渡予定日を当社に通知し、当社が認めた場合にかぎり 8 日を超えて設定できるものとする。

3. 当社は、陸送業者に対する対象自動車の納車、対象自動車の名義変更・車検証の引渡し等の委託を行います。

4. 購入者は当社指定の陸送業者を通じて、現状有姿にて、対象自動車を受領するものとします。なお、陸送中に生じた対象自動車の問題については、購入者と陸送業者との間で解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

5. 購入者は、当社から送信される納車準備完了通知受領後 7 日以内に、対象車両の納車を受けるものとします。

6. 購入者は、対象自動車を受領したときは、直ちに対象自動車の動作等を確認しなくてはならない。販売者は、確認完了後すみやかに対象自動車を受領した旨を当社に対し、所定の方法により通知するものとします。

7. 前各項に基づき対象自動車の引渡しが完了したとき、当社は、販売者に対し、対象自動車の引渡し完了の旨を通知するものとします。

第22条（対象自動車の状態が大きく異なる場合の措置）

1. 購入者は、対象自動車の受領時において、対象自動車の状態が以下の理由により本ウェブサイト掲載時の状態と大きく異なる場合、前条第6項に規定する通知の際にその旨を通知した上、以下の措置を求めることができます。

（1）販売者の責に帰すべき事由

ア 代金減額（減額すべき額は、取次店の査定に基づき決めます。）

イ 販売者の費用負担による瑕疵の修補（修補可能な場合に限ります。）

ウ 契約解除（走行に必要な安全性を欠く等、本取引をした目的を達することができない場合に限ります。）

（2）当社の責めに帰すべき事由

ア 当社による修理相当額の補償（補償額は、当社が指定する者の査定に基づき決まします。）

イ 当社の費用負担による修補

ウ 契約解除

（3）前2号以外の事由

特別割引価格による瑕疵の修補（瑕疵の修補が可能な場合に限ります。）

2. 販売者は上記の措置を求められる可能性があることを予め了承するものとします。

第23条（本取引成立後の取引中止）

1. 当社は、本取引成立後において、販売者が[第21条第1項](#)の引渡期間に対象自動車お

よび必要書類を当社に引き渡さない場合、その他本取引につき本規約違反やその他の問題があると当社が判断した場合、本取引の履行に関する本サービスの提供を中止すること（以下「取引中止」といいます。）ができます。なお、当社は当該取引中止の理由について一切開示義務を負わないものとし、また、本取引の履行に関する本サービスの提供を中止することにより当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。また、この場合、販売者は当社に対して、[第34条第1項第1号](#)に定める違約金の支払義務が発生するものとします。

2. 当社は、本取引成立後において、購入者が[第22条第1項第1号](#)または第2号の事由により契約解除を申請した場合、本取引を取引中止とすることができるものとします。取引中止の理由が[第22条第2号](#)による場合には、当社は販売者に対して一律1万円（1万円は、民法420条第1項に定める損害賠償額の予定とします。次項においても同様とします。）を支払うものとします。

4. 本取引成立前に発生した交通違反等により、購入者が対象自動車の車検証の取得ができない場合、購入者はその旨を当社に通知するものとします。また、販売者は、当社からの対象自動車の車検証を取得可能な状態とするために販売者の必要な行為を求める通知を受けた日から7日以内に、交通反則金の納付等により車検証を取得可能な状態にしなければならないものとします。当該期限を遅延した場合、販売者は購入者に対して金1万円を支払うものとし、それ以降7日遅延するごとに金1万円を支払うものとし、販売者が当社からの通知があった日から1ヶ月以内に車検証を取得可能な状態にした上で当社に連絡をしない場合には、購入者は契約を解除することができるものとします。

5. 本取引が取引中止となった場合は、当初から当該本取引が成立していなかったものとみなします。この場合、当社は、売買代金の返金や対象自動車の返品手続に関与することはありません。

6. 取引中止後の本取引当事者間の紛争は、当該当事者間の費用と責任で解決するものとし、原則として当社にその解決を求めることはできません。ただし、当社は、必要と判断した場合、当該紛争の解決のため関与することがあります。

7. 当社は、取引中止によって会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。取引中止の原因が故意または過失による場合、当社は、これにより当社に生じた損害や不利益について当該原因者に対し損害賠償請求を行う場合があります。

第24条（所有権の帰属）

対象自動車の所有権は、販売者の住所地から購入者に対して対象自動車の引渡しが無事完了した時点で、購入者に移転するものとします。

第24条の1（本取引成立後の売買契約の解除）

1. 販売者は本取引成立後であっても、対象自動車に本項各号の次の事由（以下、「解除事由」といいます。）が存在することが確認された場合、売買契約の解除を受けることを予め承諾するものとします。ただし、契約解除可能期間は原則として車両の引き渡しより3カ月間（盗難車両および車台番号改ざん車両の場合のみ無期限）とします。

（1）盗難および車台番号改ざん等により完全な所有権移転ができない場合（無期限）

（2）担保設定等により完全な所有権移転ができない場合

（3）使用済自動車の再資源化等に関する法律（リサイクル法）第2条第2項の「使用済自動車」として引取報告または移動報告がされており完全な所有権の移転または車検の取得ができない場合

（4）交通違反等により完全な所有権の移転または車検の取得ができない場合

（5）災害車（冠水歴車、消火剤散布歴車等）、接合車であることが判明した場合

（6）メーター改ざん、走行距離不明およびメーター交換されたおよびその他の走行距離が不明となる事由（これらにつき車検証、保証書上で走行距離の確認が不可能な場合のみ）がある車両またはそれに準ずる車両であることが判明した場合

（7）使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第2項の「使用済自動車」として引取報告または移動報告がされている車両

2. 前項における解除事由が存在することを理由とする本取引の中止の場合、販売者は別途定める違約金を支払うものとする。

3. 第1項により売買契約が解除された場合、当社は販売者に対象自動車をすみやかに返還するものとし、車両返還の後、販売者は当該車両の買取代金および当該車両の陸送費など本取引に要した費用の全額を当社に支払うものとします。

第25条（税金）

1. 出品者は売買契約成立月末日（軽自動車は売買契約成立年度末）までの自動車税相当額を負担し、購入者は売買契約成立月の翌月分以降（軽自動車は翌年度分以降）の自動車税相当額を負担するものとします。

2. 本サービスでは、車両価格の平準化を目的として、車両価格とは別に当社所定の自動車税月割り想定金額を表示するものとします。月割り想定金額は標準税率を基準とし、制限税率による都道府県ならびに市町村対応および軽減税率対応、その他の特例等への対応はなされないものとします。月割り想定金額は車両価格を算定しやすくするための当社所定の設定金額であり、個別の税金金額を特定・確定するものではありません。会員は、月割り想定金額と実際の税金金額に差異がある場合には、差異分が車両価格内に含まれることを予め承諾するものとします。

3. 名義変更が4月または5月となる取引の場合、出品者はその4月から始まる年度の自動車税・軽自動車税の納付書を、到着後2週間以内に当社に送付するものとします。出品者は、当社が第20条第2項に定める対象自動車の売買代金の支払のうち自動車税・軽自動車税に相当する金額の支払を留保し、出品者から納付書を受領した後、留保金額により当社が自動車税・軽自動車税を代理で納付することにつき予め承諾するものとします。

4. 対象自動車に関する「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づく料金の出品者への払い戻しはないものとします。

5. 本取引において個人会員が消費税を考慮する必要はありませんが、法人会員は消費税法の規定により事業者として課税取引処理するものとします。

第3節 オプション

第26条（オプションのサービス）

1. 当社は、本規約に定める各サービスのほか、会員に対し、有償または無償で、本サービスに関連するサービスを提供することができるものとします。

2. 会員は、当社が前項の規定に基づき提供するサービスを利用するときは、当社が別途定める規約等に従うものとします。

第27条（保証）

購入者は、対象自動車について、別途当社が定めるところにしたがい、当社所定の条件による保証を受けることができます。

第28条（車庫証明手続き代行サービス）

車庫証明手続き代行サービスとは、UcarPAC提携業者が委託する行政書士が車庫証明手続きを代行するサービスです。購入者は、任意で車庫証明手続き代行サービスを申し込むことができるものとします。

第5章 雑則

第1節 会員の責務

第29条（インターネット接続環境）

1. 本サービスをご利用いただくためには、インターネットに接続する必要があり、会員の費用と責任において、本サービスを利用するために必要となる回線・機器・ソフトウェアその他一切の手段をご用意いただくことが必要となります。その通信手段・機器・ソフトウェアの設置や操作についても、会員の費用と責任において、適切に行っていただく必要があります。

2. 当社は、前項の機器等の準備、設置、操作に関し、一切関与せず、会員に対するサポ

ートも行いません。

3. 会員は、サービスを利用する過程で、種々のネットワークを経由することがあることを理解し、接続しているネットワークや機器等によっては、それらに接続したり、それらを通すために、データや信号等の内容が変更される可能性があることを理解したうえで、サービスを利用するものとします。

第30条（禁止行為）

会員は、本サービスにおいて、以下の各号のいずれかに該当するまたは該当すると当社が判断する行為（以下「禁止行為」といいます。）を行ってはなりません。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 法令もしくは裁判に違反するまたはこれらに関連する行為
- (3) 当社または第三者の知的財産権、プライバシーに関する権利または利益、名誉その他の権利または正当な利益を侵害する行為
- (4) 公の秩序または善良の風俗に反する行為
- (5) 虚偽の情報を登録する行為
- (6) 同一人が複数の会員登録を行う行為
- (7) 以下の者が会員登録をし、または出品もしくは購入する行為
 - ① 未成年者、制限行為能力者その他独立して法律行為（契約）をすることができない者
 - ② 反社会的勢力等に該当すると当社が判断した者
- (8) 第三者に対し、IDおよびパスワードを譲渡または貸与する行為
- (9) 他の会員のIDおよびパスワードを用いて本サービスを利用する行為
- (10) 法令上必要とされる許認可等を備えずに出品または取引する行為
- (11) 日本国外で出品または購入する行為
- (12) [第11条第2項各号](#)に該当する車両を出品する行為
- (13) 同一車両を重複して出品する行為
- (14) 本サービスへの出品期間中に同一車両を他社のサービスやその他の方法により売却する行為
- (15) 市場価格から著しく乖離した価格で出品する行為

(16) 代金を支払う意思または資力がないのに、出品自動車を購入しまたは購入の申込みをする行為

(17) 転売目的で自動車を購入する行為

(18) 特定の購入者のために自動車を取り置く行為

(19) マネーロンダリングを目的とした行為

(20) 成立した取引の履行を遅延させ、または円滑な履行を妨げる行為

(21) 本サービス外で取引を進展させようと持ちかける行為

(22) 当社または第三者になりすます行為、当社または第三者の行為であるかのような誤解を招くまたはそのおそれのある行為（当社または第三者の商標、ロゴマーク等を、自己を示すものとして使用する行為等を含みます。）

(23) 当社または第三者に対する嫌がらせ、業務妨害または誹謗中傷行為

(24) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いる行為

(25) 当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

(26) 暴力または脅迫的な言動を用いる行為

(27) 本サービスを通じ、以下に該当しまたは該当すると当社が判断する情報を投稿しまたは発信する行為

① 当社または第三者の名誉・信用を毀損するまたは業務を妨害する表現を含む情報

② 過度に暴力的または残虐な表現を含む情報

③ 露骨な性的表現または過度なわいせつ表現を含む情報

④ 人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、教育または経済的關係等による差別につながる表現を含む情報

⑤ 営業もしくは宣伝広告（事前の許諾がある場合を除きます。）または過度な政治的主張を含む情報

⑥ その他違法・反社会的な内容もしくは他人に不快感を与える表現を含む情報または本取引と無関係な情報

(28) 第三者の個人情報やプライバシー情報を収集、公開または提供する行為（本取引の履行のため必要な行為を除きます。）

(29) 収集・取得した第三者の個人情報やプライバシー情報を、本取引を履行する目的以外の目的で利用する行為

(30) 当社のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為

(31) 技術的手段を利用して当社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、またはそれを試みる行為

(32) 本サービスの不具合を意図的に利用する行為

(33) 本サービスに関して提供される当社のソフトウェア、プログラム、データベースなどを、複製、改変、貸与、譲渡、公衆送信（本サービスの機能を使用して公衆送信する場合を除きます。）し、またはリバースエンジニアリング、逆アセンブル、その他の方法で解析する行為

(34) 当社に対し同様の質問や問い合わせを不必要に繰り返す行為、荒らし行為、スパム行為その他本サービスの運営を妨げるまたはそのおそれのある行為

(35) その他当社が不適切であると判断する行為

第31条（禁止行為違反の措置）

当社は、会員が前条の禁止行為を行ったと判断した場合、事前に当該会員に通知することなく、以下の措置をとることができるものとします。なお、当社は、当該措置の理由について一切開示義務を負わず、当該措置によって当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

(1) 注意または警告

(2) 出品または購入申込の取消し

(3) 本サービスの全部または一部の提供の停止

(4) その他当社が適当と判断する措置

第32条（会員間の紛争）

会員は、本サービスに関し他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合には、ご自身の費用と責任で解決しなければならず、原則として当社にその解決を求めることはできません。ただし、当社は、必要と判断した場合、当該紛争の解決のため関与することがあります。

第33条（損害賠償）

会員は、本サービスを利用したことに起因して当社に何らかの損害（合理的な弁護士費用等を含みます。）を与えた場合、当社に対し損害を賠償する責任を負います。

第34条（違約金）

1. 以下の各号のいずれかに掲げる場合、出品者（販売者）および購入者は、当社に対し、違約金として当該各号に掲げる金額を支払うものとします。

（1）本取引成立後の販売者および購入者の責による本取引の中止：10万円

（2）[第21条第1項](#)で定める所定の期限までに、当社に当社所定の必要書類を引き渡さなかった場合：5万円、以降7日ごとに1万円

（3）[第21条第1項](#)で定める所定の期限までに、当社および当社が指定する陸送会社に対象車両を引き渡さなかった場合：5万円、以降7日ごとに1万円

（3）[第21条第5項](#)で定める所定の期限までに、当社および当社が指定する陸送会社から対象車両を引き取らなかった場合：5万円、以降7日ごとに1万円

（4）UcarPAC利用規約の違反の程度が著しいと認める場合（車両を出品した者または買取をした車両の旧名義人ならびに購入希望者または購入者等への直接的な連絡した場合を含む。）：5万円

2. 前各項に定める違約金の支払義務は、本取引の売買契約の不成立または解除の場合においても消滅しないものとします。

2. 前各項に定める違約金の支払義務は、売買契約の不成立または解除の場合においても消滅しないものとします。

第2節 免責・責任制限

第35条（不保証）

1. 当社は、本サービスおよび本ウェブサイトについて、法律上許される範囲内で、一切の諸事項（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等が無いことを含みますが、これに限られません。）を保証しません。

2. 会員は、出品自動車の査定、対象自動車の陸送、名義変更および保証に関して当社指定業者との間で紛争が生じた場合には、当該業者との間で解決するものとし、当該紛争につき当社は責任を負いません。ただし、当社は、必要と判断した場合、当該紛争の解決のため関与することがあります。

第36条（責任制限）

1. 当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、自動車の出品時に発見できなかった瑕疵、修復歴、その他の問題については、一切責任を負わないものとします。

2. 当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、本サービスに関して会員に与えた損害のうち、直接かつ現実に生じた通常損害に限り、5万円を上限として賠償責任を負うものとします。

第3節 その他一般条項

第37条（本規約の変更）

当社は、必要と判断する場合、事前に会員に通知することにより、本規約を変更できるも

のとします。会員は、本規約変更後引き続き本サービスを利用した場合、本規約の変更に同意したものとみなし、本規約変更後は、変更後の本規約が適用されるものとします。

第38条（本サービスの中断、変更、終了）

1. 当社は、本ウェブサイトのメンテナンスや障害対応、天災等の不可抗力、その他当社が必要と判断する場合、事前にまたは緊急の場合は事後に会員に通知することにより、本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
2. 当社は、当社の判断により、いつでも本サービスの全部または一部を変更または終了することができます。
3. 当社は、前2項による本サービスの中断、変更、終了によって会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

第39条（本サービスの利用停止）

1. 当社は、会員が以下のいずれかに該当すると判断した場合、事前に当該会員に通知することなく、会員登録の拒否、本サービスの利用禁止または一部もしくは全部の提供停止、その他当社が必要かつ適切と判断する措置をとることができるものとします。なお、当社は、当該措置の理由について一切開示義務を負わず、当該措置によって当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

- (1) 登録メールアドレス、電話番号、住所によって通知・連絡できない場合
- (2) 債務超過、無資力その他支払能力がない場合
- (3) 破産、民事再生その他の倒産手続開始の申立てが行われたもしくは自ら行った場合または任意整理を開始した場合
- (4) 意思能力・行為能力を有しない場合
- (5) 過去に本規約に違反し、本サービスの利用停止となったことがある場合
- (6) その他本サービスの利用を継続することが適当でない場合

2. 当社は、会員が前項各号に該当するか否かを確認するために、当社が必要と判断する

本人確認等の確認を行うことができ、当該確認が完了するまで本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。当社は、当該提供停止によって当該会員に生じた損害や不利益について、一切の責任を負いません。

第40条（反社会的勢力等の排除）

当社は、反社会的勢力等による本サービスの利用を禁止します。当社は、会員が反社会的勢力等に該当するまたはそのおそれがあると判断した場合、事前に当該会員に通知することなく、本サービスの提供を停止することができます。当社は、当該措置の理由について一切開示義務を負わず、当該措置によって当該会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

第41条（秘密保持）

会員は、本サービスに関して当社が当該会員に対して秘密に取り扱うことを求めた非公知の情報または取扱いについて、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第42条（退会）

1. 会員は、当社所定の方法で当社に退会の通知をすることにより、本サービスから退会し、自己の会員登録を抹消することができるものとします。
2. 会員は、退会にあたり、本サービスに関し当社に対して負っている債務がある場合は、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払いをしなければならないものとします。
3. 退会後の会員情報の取扱いについては、個人情報の規定にしたがうものとします。

第 4 3 条（分離可能性）

本規約の一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、無効または執行不能と判断された部分を除く残りの規定・部分は引き続き有効に存続するものとします。また、無効または執行不能と判断された部分は、有効となるために必要最小限の範囲で修正され、意図した法律的・経済的効果が最大限確保されるように解釈されるものとします。

第 4 4 条（準拠法）

本規約は、日本法を準拠法として解釈・適用されます。

第 4 5 条（管轄裁判所）

本規約に関する一切の紛争については、その内容に応じ、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018年9月30日 施行